

〔福祉課地域係〕

【補助事業】

◎地区社協会長研修

事業名称	目的・内容	実施時期
地区社協会長研修	毎年1回、地区社協会長による先進地視察を行う。	年1回

◎ふれあいのまちづくり事業

事業名称	目的・内容	実施時期
ボランティアに関する相談・援助、紹介、情報提供支援事業	ボランティアコーディネーターを配置して、ボランティア等に関する相談・援助、紹介、情報提供等を行う。	随時
小地域ネットワーク活動事業	ネットワーク活動の基幹となる小地域ネットワーク「活動員」の育成をめざし、住みよい地域の福祉活動に助成を行う。	9月
ほのぼの配食・会食事業	14地区社協のネットワーク活動事業の一環として、一人暮らし等の高齢者世帯の見守り活動やコミュニティ形成を目的として配食・会食事業に助成を行う。	9月・3月
福祉ボランティア団体支援事業	福祉を目的とした活動を行う福祉ボランティア団体に対し、活動助成を行う。	9月
布の絵本育成事業	布の絵本とおもちゃの制作・貸出・寄贈とボランティア育成を行う。	9月
住民福祉・ボランティアのつどい実施事業	福祉に関する理解と啓発を行うとともに、地域で活動する市内の福祉ボランティア団体の紹介及び新たなボランティアの人材発掘と育成を目的として朝倉市ボランティア連絡協議会と共催で講演やバザーを10月3日(土)に行う。	10月
心配ごと相談事業	地域のあらゆる困りごと相談に、人権擁護委員、行政相談員、民生委員・児童委員を配置して相談所を開設する。	毎月2回

【共同募金配分金事業】

事業名称	目的・内容	実施時期
ほのぼの配食・会食事業	14地区社協のネットワーク活動事業の一環として、一人暮らし等の高齢者世帯の見守り活動やコミュニティ形成を目的として配食・会食事業に助成を行う。	9月・3月

事業名称	目的・内容	実施時期
ふれあい・いきいきサロン 支援事業	在宅福祉サービスの向上として、地区社協を窓口にも、ふれあい・いきいきサロンに助成を行う。	9月・3月
老人クラブ連合会 活動支援事業	朝倉市老人クラブ連合会に対して活動助成を行う。	3月
障がい児・者ボランティアワ ーク支援事業	市内在住の学生やボランティアや福祉に関心のある方を対象にして障がい者スポーツ講習会等を行い、交流を行う。	6月・11月
障がい児交流事業 (クリスマス会)	市内在住の障がいのある子どもやその家族とボランティアの交流を目的として12月23日(天皇誕生日)に行う。	12月
身体障害者福祉協会 活動支援事業	朝倉市身体障害者福祉協会に対して、活動助成を行う。	3月
知的障害者育成会 活動支援事業	朝倉市知的障害者育成会に対して、活動助成を行う。	3月
小・中学生ボランティアスク ール事業	小・中学生を対象に地域に住んでいる障がい者の方が講師となり、交流と手話の学習を行う。(夏休み手話講座)	7月～8月
福祉協力指定校の支援事業	市内の小・中・高校の生徒を対象にして、福祉学習の助成並びに指導を行う。(福祉協力校連絡会の開催)	7月
福祉教育読本(ともに生きる) 配布	市内14小学校の小学5年生を対象として、福祉読本(ともに生きる)を配布する。	7月
母子寡婦福祉会活動支援 事業	朝倉市母子寡婦福祉会に対して、活動助成を行う。	3月
福祉ボランティア育成事業	福祉ボランティア活動に関心のある市民を対象に、ボランティア入門講座、レクリエーション研修、傾聴ボランティア講座などを開催し、ボランティアの育成を行う。	随時
朝倉市ボランティア連絡協議 会支援事業	朝倉市ボランティア連絡協議会に対して、活動助成を行う。	9月
社協だよりの発行 (啓発事業)	年6回(5月・7月・9月・11月・1月・3月)に市内全戸に社協だよりを発行する。(共同募金及び法人運営事業)	年6回
住民福祉・ボランティアのつ どい実施事業	福祉に関する理解と啓発を行うとともに、地域で活動する市内の福祉ボランティア団体の紹介及び新たなボランティアの人材発掘と育成を目的として朝倉市ボランティア連絡協議会と共催で講演やバザーを10月3日(土)に行う。	10月

事業名称	目的・内容	実施時期
地区社協共催事業	14地区社協が行う地域の福祉向上を目的とする総合的活動や推進事業に助成を行う。	9月
地区社協事務取扱助成事業	14地区社協が取り扱う本会の事業に対して、事務費の助成を行う。	9月
福祉調査研究費	福祉に関する情報誌(福祉新聞・月刊福祉)の購入及びホームページの管理を行う。	随時
福祉機器整備事業	福祉機器の修理や福祉体験学習に使用する器具などの整備を行う。	随時
保護司会活動支援事業	朝倉市保護司会に対して、活動助成を行う。	3月

【受託事業】

◎地域ミニデイ推進事業

事業名称	目的・内容	実施時期
ふれあい・いきいきサロン推進	ふれあい・いきいきサロンを実施していない地域を対象に、サロン開設に向けての説明会を行う。	随時
ふれあい・いきいきサロン活動の推進	ふれあい・いきいきサロン活動がスムーズに運営できるようにサロンを訪問し活動の推進を行う。	随時
ふれあい・いきいきサロン啓発	市内のふれあい・いきいきサロン活動の様子やレクリエーション講座の案内などを紹介し、サロン開設に向けての啓発を行う。また、サロン運営に役立つ情報提供を行う。(社協だより)	年6回 (奇数月)
ふれあい・いきいきサロン運営に関する相談	健康体操の指導、遊具の貸出・外出支援の連絡及び各種出前講座等の調整を行う。	随時
ふれあい・いきいきサロンボランティアレクリエーション研修	ふれあい・いきいきサロンのボランティアを対象にサロン活動に役立つレクリエーションに関する研修会を開催する。	5月
ふれあい・いきいきサロン連絡会	ふれあい・いきいきサロンの代表者を対象にサロン運営に関する研修会や説明会を開催する。	年1回
地区別ふれあい・いきいきサロン代表者連絡会	地区別にふれあい・いきいきサロン代表者会を開催し、意見交換や情報交換を行い、サロン活動の活性化につなげる。	年1回 (14地区)
ふれあい・いきいきサロン活動の把握と報告	ふれあい・いきいきサロンからの活動報告書による活動状況把握及び実績を市へ報告する。	毎月

事業名称	目的・内容	実施時期
ふれあい・いきいきサロンサポート隊(さくら隊)研修	サロンサポート隊(さくら隊)の養成研修会の実施及び研修会の開催を行う。	年 4 ～5回
ふれあい・いきいきサロンサポート隊(さくら隊)派遣調整	ふれあい・いきいきサロンから依頼を受け、サロンサポート隊(さくら隊)の派遣を調整する。	随 時

【窓口業務】

事業名称	目的・内容	実施時期
物品の貸出業務	自主援助・社会参加を進めるために地域福祉の推進や福祉ボランティア活動などを目的として、福祉機器(車イス・ポータブルトイレ等)の貸し出しを行う。	随 時

【自主事業】

事業名称	目的・内容	実施時期
地区社協連絡会	毎月 1 回開催する地区社協会長連絡会の運営を行う。	毎月 1 回
地域福祉活動計画推進事業	地域福祉活動計画(継続版)に基づき、地区社協と連携を取りながら事業の推進を行う。	随 時
日常生活自立支援事業	社会福祉法に基づき、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う。	随 時
福祉ボランティア団体支援事業	福祉を目的とした活動を行う福祉ボランティア団体に対し、活動助成を行う。	9月
社会福祉士実習生受入	社会福祉士をめざす実習生の指導を行う。	随 時
福祉体験学習指導	市内の小・中学校の生徒を対象に、車イス・アイマスクの体験学習の指導、講師の斡旋を行う。	随 時
福岡県地域福祉活動職員連絡会	福岡県内の社会福祉協議会の地域福祉活動職員の定期的な連絡会への参加を行う。	随 時
両筑地区地域福祉活動連絡会	両筑地区社会福祉協議会の地域福祉活動職員の定期的な連絡会への参加を行う。	随 時
災害ボランティアセンター運営に向けて	災害時において、被災者が求める幅広い救護支援にボランティアが地域のニーズに応え、効果的に活動するための体制づくりを進める。	随 時

[福祉課生活支援係]

【受託事業】

◎地域生活支援事業

事業名称	目的・内容	実施時期
【奉仕員養成研修事業】		
(1)点訳奉仕員養成講座	視覚障がい者の情報支援のため、点訳の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を実施する。	8月～9月(4回)
(2)朗読奉仕員養成講座	視覚障がい者の情報支援のため、朗読の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を実施する。	1月(全3回)
【手話奉仕員養成研修事業】		
(1)手話奉仕員養成講座	聴覚障がい者と円滑なコミュニケーションを図るために手話奉仕員の養成講座を実施する。	5月～3月(全46回)
(2)手話通訳者養成講座 (通訳Ⅱ講座)	聴覚障がい者の社会生活上必要な場面で手話通訳を担う、手話通訳者の養成講座を実施する。	5月～2月(全34回)
【点字・声の広報等発行事業】		
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者のために、音訳により、広報「あさくら」・「議会だより」・「社協だより」などを定期的に障がい者に提供する。	市報(全24回) 議会だより(全4回) 社協だより(全6回)
【生活訓練等事業】		
(1)視覚障がい者生活訓練	視覚に障がいを持つ方を対象に社会全般の学習と社会資源の活用についての学習訓練及びパソコンによる表計算・文章作成、インターネット等の学習を実施する。	4月～3月 (全24回)
(2)聴覚障がい者コミュニケーション情報教室	聴覚に障がいを持つ方を対象に社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練及びパソコンによる表計算・文章作成、インターネット等の学習を実施する。	6月～1月(全10回)
(3)身体障がい者生活訓練	身体に障がいを持つ方を対象にパソコンによる表計算・文章作成、インターネット等の学習会を実施する。	4月～3月(全24回)
(4)知的障がい者生活教室	知的障がいを持つ方を対象に生活の基礎学習とレクリエーション等を通じて社会生活適応能力を身につける学習会及びふうせんバレーを実施する。	4月～3月(全18回)

事業名称	目的・内容	実施時期
【自発的活動支援事業】		
(1)自発的活動支援事業	精神障がい者及びその家族等の団体が行う精神障がい者の社会復帰に関する活動に対する情報提供等及び精神障がい者に対するボランティア活動の支援を行う事業を実施する。	随時
【意思疎通支援事業】		
(1)意思疎通支援事業	聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳を行う者を設置する事業を実施する。	随時
【移送サービス事業】		
(1)移送サービス事業	一般の交通手段を利用することが困難な身体障がい者に対し、移送サービス用自動車を運行する事業を実施する。	随時

◎筋力トレーニング事業

事業名称	目的・内容	実施時期
筋力トレーニング事業	高齢者の方を対象に、トレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもとに運動機能の維持及び向上を図り、介護予防・健康推進を目的として実施する。	週 2 回開催(火・金) 4 半期を1クール

◎健康づくりサポート事業

事業名称	目的・内容	実施時期
健康づくりサポート事業	筋力トレーニング事業を修了された方を対象として、継続的にトレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもとに運動機能の維持・向上を目的として実施する。	週 3 回開催 (火・木・金)

◎通所型介護予防普及啓発事業

事業名称	目的・内容	実施時期
通所型介護予防普及啓発事業 (いきいき健康クラブ)	高齢者の方を対象に、甘木地域は、卑弥呼ロマンの湯・寿楽荘で、朝倉地域・杷木地域は、老人福祉センターで実施。介護予防を中心とした健康体操、栄養改善、口腔機能向上や各種教養講座などを実施する。	甘木 週 5 回 朝倉 週 3 回 杷木 週 2 回

◎外出支援サービス事業

事業名称	目的・内容	実施時期
外出支援サービス事業	通所型介護予防普及啓発事業(いきいき健康クラブ)に参加される方を対象とする送迎を行う。	甘木 週 5 回 杷木 週 2 回

◎地域送迎事業

事業名称	目的・内容	実施時期
地域送迎事業	卑弥呼ロマンの湯を利用される方の送迎を行う。	随 時

◎障がい者移動支援事業

事業名称	目的・内容	実施時期
障がい者移動支援事業	障がいがある方を対象とした外出の移動支援を行う。	随 時

【自主事業】

事業名称	目的・内容	実施時期
P-UP教室 (筋力トレーニング事業)	一般の方を対象にトレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもと、健康推進を目的として実施する。	週 4回開催 (月・火・木・金)

[福祉課介護係]

【受託事業】

◎指定介護予防支援事業

事業名称	目的・内容	実施時期
指定介護予防支援事業	要支援1・2の認定を受けた高齢者が、介護予防サービスを適切に利用できるように、介護予防サービス計画を作成し支援する。	随時

◎地域包括支援センターブランチ運営事業

事業名称	目的・内容	実施時期
地域包括支援センターブランチ運営事業	高齢者や家族などからの在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが受けられるよう、行政や関係機関との連絡調整を行う。	随時

◎高齢者実態把握事業

事業名称	目的・内容	実施時期
高齢者実態把握事業 (地域包括支援センターブランチ運営事業と一体運営)	地域の高齢者の実態を把握し、基本チェックリストを用いて特定高齢者を把握する。	随時

◎介護用品支給事業

事業名称	目的・内容	実施時期
介護用品支給事業 (地域包括支援センターブランチ運営事業と一体運営)	要介護認定が4または5を受けた方を対象に、月額 6,000 円を上限とし、紙おむつ、尿とりパットの給付を行う。	毎月

◎高齢者生活管理指導員派遣事業

事業名称	目的・内容	実施時期
高齢者生活管理指導員派遣事業	身体上、精神上日常生活を営むことが困難となった高齢者を対象に、生活管理指導員が訪問し、日常生活及び家事に関する支援・指導を行う。	随時

【自主事業】

◎居宅介護支援事業

事業名称	目的・内容	実施時期
居宅介護支援事業	介護保険法に基づき、ケアマネージャーによる介護保険利用者の居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが総合かつ効率的に提供されるように配慮し、ケアプラン(支援計画)作成を行う。	随時

◎訪問介護事業

事業名称	目的・内容	実施時期
訪問介護事業	介護保険法に基づき、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援を行う。	随時

◎障がい者ホームヘルプ事業

事業名称	目的・内容	実施時期
居宅介護事業	障害者総合支援法に基づき、自宅を訪問し、入浴、排せつ及び食事の調理、介護、洗濯及び掃除等の家事や生活に関する相談及び助言に関する支援を行う。	随時